
平成 22 年度上半期の協会員に対する監査結果について

日証協・平成 22 年 10 月 25 日

本協会では、平成 22 年度上半期の協会員に対する監査結果を取りまとめ、平成 22 年 10 月 19 日に開催された自主規制会議に報告した。

協会員に対する監査結果は、以下のとおりである。

平成 22 年度上半期の協会員に対する監査結果について

平成 22 年 10 月

日本証券業協会

I 概要

- (1) **監査実施数**：平成 22 年度上半期に監査を実施した会社数は、会員 44 社、特別会員 28 機関。(監査結果を通知した会社数は、会員 39 社、特別会員 29 機関。)
- (2) **平成 22 年度監査の重点事項**：①内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）の充実・強化を一層推進する観点から、その整備・強化の状況の点検、②投資者保護の観点から、適合性の原則の遵守状況及び高齢者への販売時における説明状況の点検、について重点的に実施。
- (3) **監査の指摘状況**
 - ① 会員では、法令・諸規則違反等で指摘をした会社数は 13 社で 21 年度上半期の 19 社に比べ減少（指摘割合では 22 年度上半期は約 33%で 21 年度上半期の約 42%に比べ減少）。
 - ② 特別会員では、法令・諸規則違反等で指摘をした会社数は 8 機関で 21 年度上半期の 6 機関に比べ増加（指摘割合では 22 年度上半期は約 28%で 21 年度上半期の約 21%に比べ増加）。
- (4) **指摘内容**
 - ① 投資者保護関係では、
 - イ．顧客に対し、ファンド・オブ・ファンズ形態の投資信託の信託報酬率の表示について、投資ファンドに係る信託報酬がかからないかのような誤解を生ぜしめるべき表示を行っていた
 - ロ．投資信託取引口座を開設する顧客に対し、契約締結前交付書面を交付せず、また、顧客に理解されるための説明をすることなく、金融商品取引契約を締結した、など。
 - ② 内部管理態勢関係では、
 - イ．ブル型・ベア型の投資信託の投資勧誘において、同一営業員が同一日に、別々の顧客に対し、合理的な理由のない相反する相場

感等を伝えるなどの不適切な乗換え勧誘が行われ、また、これらを防止する管理態勢が不十分であった

- ロ. アテンション制度に基づき抽出された顧客について、複数月で抽出されているにもかかわらず、営業部店では顧客面談等適切な管理が行われておらず、本部も実施状況を事後フォローしていないなど、アテンション制度に係る顧客管理態勢が不十分であった、
- など。

③ これらの指摘に至った背景としては、

- イ. 法令・諸規則の理解が不十分であったこと、
 - ロ. 管理部門等のチェックが十分に機能していない又はチェックする態勢がなかったこと、
 - ハ. 社内通知等形式的な周知は行っているものの、具体的な検証や改善に関する検討を行っておらず、検証結果に基づく実効性のある指導も実施されていなかったこと、
 - ニ. 営業部店に管理を任せ切りで、本部において実施状況等の把握・確認を怠っていたこと、
- などが挙げられる。

Ⅱ 監査実施状況

監査着手日ベース（平成 22 年 4 月～9 月に監査を着手）

	会員（証券会社）		特別会員（登録金融機関）	
	22 年度上半期	21 年度上半期	22 年度上半期	21 年度上半期
監査実施会社数	44 社 (注 1)	51 社	28 機関 (注 2)	32 機関
1 社平均の監査日数	6.2 日	6.0 日	4.9 日	4.9 日
(1 社あたりの監査日数)	(3～15 日)	(3～10 日)	(4～5 日)	(3～7 日)
1 社平均の監査人員	4.6 人	4.3 人	4.1 人	4.2 人
(1 社あたりの監査人員)	(3～17 人)	(3～8 人)	(3～6 人)	(4～6 人)

(注 1) 内訳は、証券取引所との合同検査 16 社、本協会単独の監査 28 社。

(注 2) 内訳は、都市銀行等 1 機関、地方銀行 10 機関、第二地銀協地銀 7 機関、信用金庫等 6 機関、
その他 4 機関

Ⅲ 監査結果の概要

結果通知日ベース（平成 22 年 4 月～9 月に結果通知を交付）

	会員（証券会社）		特別会員（登録金融機関）	
	22 年度上半期	21 年度上半期	22 年度上半期	21 年度上半期
法令・諸規則違反等を指摘した会社数	13 社	19 社	8 機関	6 機関
法令・諸規則違反等が認められなかった会社数	26 社	26 社	21 機関	22 機関
計	39 社	45 社	29 機関	28 機関

以 上